

厚生労働省発生食 1023 第5号
令和元年 10月 23日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第14号、食品安全委員会令（平成15年政令第273号）第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成15年内閣府令第66号）第1条第1号の規定に基づき、下記事項に係る食品安全基本法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）の規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、次に掲げる食品及び添加物の安全性審査を行うこと。

- ①チョウ目害虫抵抗性サトウキビ CTC175-A
- ②CA02-1191株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム



チョウ目害虫抵抗性サトウキビ CTC175-A に係る 食品健康影響評価について

1. 趣旨

「チョウ目害虫抵抗性サトウキビ CTC175-A」については、令和元年 10 月 2 日付けで Centro de Tecnologia Canavieira から、遺伝子組換え食品の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号等の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼品目の概要

本品目は、害虫抵抗性の付与を目的として、*Bacillus thuringiensis* ssp *kurstaki* 由来の改変 *cry1Ab* 遺伝子及び *Escherichia coli* K12 株由来の改変ネオマイシンホスホトランスフェラーゼ(改変 *nptII*) 遺伝子等の導入等を行ったサトウキビである。

3. 利用目的及び利用方法

本品目の利用目的や利用方法は、従来のサトウキビと相違ない。

CA02-1191 株を利用して生産された L-グルタミン酸ナトリウムに係る 食品健康影響評価について

1. 趣旨

「CA02-1191 株を利用して生産された L-グルタミン酸ナトリウム」については、令和元年 10 月 8 日付けで CJ ジャパン株式会社から、遺伝子組換え添加物の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号等の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼品目の概要

本品目は、生産性の向上を目的として、*Corynebacterium glutamicum* 由来株を宿主とし、L-グルタミン酸の生合成関連遺伝子の導入等を行った CA02-1191 株を利用して生産された L-グルタミン酸ナトリウムである。

3. 利用目的及び利用方法

本品目の利用目的や利用方法は、従来の L-グルタミン酸ナトリウムと相違ない。

4. 備考

申請者は、本申請品目については、

- ・食品添加物公定書規格を満たしていること、
- ・非有効成分が有意に増加しておらず、かつ、有害性が示唆される新たな非有効成分を含有しないこと

から、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」（「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準（平成 16 年 3 月 25 日 食品安全委員会決定）」附則）の要件を満たすとしている